

## 令和7年度都立杉並総合高等学校施設開放について（お知らせ）

本校は、都民のスポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため体育施設の開放を行っています。令和7年度の方針につきましては、下記のとおりとなりますので、施設の使用を希望する方は手続きをお願いします。

記

### 1 開放施設、開放日時及び運動種目

開放施設、開放日時及び運動種目は、別添の「令和7年度学校施設開放事業計画」のとおりです。なお、使用承認後であっても、本校の教育活動上、やむを得ず承認を取り消すなど変更させていただく場合がありますので御了承願います。

### 2 施設使用の手続き

#### （1）団体の登録申請

施設を使用できる方は、都立学校施設開放事業使用団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）となっております。登録団体を希望される場合は、別添の「登録申請書」及び「登録団体構成表」を提出してください。

提出期限 **令和7年5月30日（金）**

提出方法、郵送（本校持参の場合は電話連絡後、平日9時から16時迄にお越しください）

手続き終了後、登録団体には「都立学校施設使用団体登録証」を交付します。

※今年度発行の「施設使用団体登録証」の有効期間は1年間（令和8年3月まで）の予定です。

今年度から有効期間が1年間に変更となります。

※令和6年度発行の「施設使用団体登録証」を有する団体は、有効期間は令和8年3月までですでの登録申請は不要です。ただし、施設使用の申込みは行ってください。また、責任者や管理指導員が変更となる場合は、余白に「変更」と記載した上で、新たに団体の登録申請を行ってください。

#### （2）登録団体の要件

体育施設使用登録団体となるには、次の要件を満たす必要があります。

（ア）主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体

（イ）指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体

（ウ）アマチュア・スポーツ活動を目的としている団体

（エ）営利を目的としない団体

（オ）団体運営が計画的、組織的、民主的に行われ定期的にスポーツ活動を行っている団体

#### （3）施設使用の申込

施設を使用希望の方は、開放施設、開放日時の中から使用希望日時を選んで、別添の「開放施設使用申込書」（以下「使用申込書」という。）に記入の上、本校に提出してください。

提出期限 **令和7年5月30日（金）**

上記1（1）の「登録申請書」と併せて「使用申込書」を提出してください。

提出方法 郵送（本校へ持参の場合は電話連絡後、平日9時から16時迄お越しください）

※抽選会は開催せず、学校側で抽選を行い、結果を申し込み全団体に郵送で連絡することといたしますので、御了承願います。 ※抽選予定日 **令和7年6月中旬**

#### (4) 施設使用の決定

抽選で当選した団体には「都立学校開放施設使用承認書」を郵送します。

#### (5) 管理指導員の選出

登録団体の中から管理指導員を選出していただきます。管理指導員の服務等については、本校から別途ご通知いたします。なお、学校から依頼された書類を期日までに提出していかない場合は、使用承認を取り消す場合がございますので、ご了承願います。

#### (6) 貸与物

施設を使用する際に、開放施設別に次のものを貸与します。

- (ア) グラウンド：ライン引、サッカーゴール、ベース、その他学校と協議の上承認されたもの
- (イ) テニスコート：テニスネット、その他学校と協議の上承認されたもの

#### (7) 都立学校開放施設の使用に関する条件及び施設の使用に関するきまりの遵守

施設を使用する登録団体には、登録証に記載された都立学校開放施設の「使用に関する条件」及び本校開放事業運営委員会が定めた「使用のきまり」を遵守していただきます。遵守いただけない場合には、使用承認を取り消すことがあります。

※都立学校開放施設の使用に関する条件は、以下のとおりです。

- ① 責任者は、使用日時に使用団体に同行する。
- ② 責任者は、管理指導員との連絡を密に行い、管理指導員の指示等を使用者に周知徹底させる。
- ③ 学校敷地内は、禁煙とする。
- ④ 使用者は、使用承認された施設以外の場所への立ち入りは厳禁とする。
- ⑤ 使用後は、直ちに設備を原状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行うこと。
- ⑥ 使用者が出したゴミ等は、使用団体が持ち帰ること。
- ⑦ 使用者相互の呼び出し、連絡等に学校の電話を使用することはできない。
- ⑧ 使用者の事故等に対しては、その団体の責任において適切な処置をとること。
- ⑨ 施設等を破損した場合、管理指導員に申し出、使用団体が責任をもって速やかに原形に復する。特殊な破損については都教育委員会生涯学習スポーツ部社会教育課と協議することもできる。
- ⑩ その他、登録団体は、施設開放事業実施要領及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用のきまりに基づいて開放施設を使用する。
- ⑪ 登録及び使用申請に虚偽の事項あった場合、使用の停止及び登録の取消しをする。
- ⑫ 開放事業運営委員会は、使用状況等から特に必要と判断した場合、使用を取消すことができる。
- ⑬ 使用者は保険に加入すること。
- ⑭ 学校から依頼された書類を期日までに提出しない場合、開放事業運営委員会は、今後数年間使用承認を行わない。

#### (8) 施設開放に関する問合せ先 東京都立杉並総合高等学校経営企画室 施設開放担当 〒168-0073 杉並区下高井戸 5-17-1 TEL 03-3303-1003 FAX 03-3303-7751